

- ・ サツマイモ基腐病が発生したほ場における注意事項について

- 抜き取った株の処分方法について

- ・ 抜き取ったサツマイモの株は、付着した土壌が落ちないようにビニール袋などに入れて口を縛り、ほ場外に持ち出して下さい。
 - 抜き取ったサツマイモの株は、一般廃棄物に該当します。一般廃棄物の処分方法は市町村によって異なりますので、お住いの市町村に具体的な方法等をよく確認して、適正に処分して下さい。
 - ・ 抜き取った株をそのままほ場内やほ場の周囲に放置しないで下さい。周囲へ感染が広がる原因になりますので、上記により処分して下さい。
 - ・ 株の焼却処分は、燃やすことで発生する煙や臭いが周辺住民の方の迷惑になることや、周囲への延焼の危険がありますので、お控え下さい。

- ほ場の土壌消毒の実施について

- ・ 本病が発生したほ場においては、すみやかに土壌消毒を実施して下さい。
 - 特に市民農園などでは、翌年度にはほ場を借りた人が本病の発生を知らずにサツマイモを作付けて、再び感染する可能性があるので、消毒を徹底しましょう。
 - ・ 土壌消毒剤(バスアミド微粒剤、ガスターD微粒剤等)を使用して消毒する場合は、薬剤のラベルに記載された事項をよく確認し、被覆資材(ビニールシート等)を使用して実施しましょう。